

令和2年度（2020年度）第2回
八王子市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時 令和2年（2020年）11月27日（金）午後1時00分
開催場所 八王子市役所本庁舎 第3・4委員会室

令和2年度(2020年度) 第2回
八王子市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時 令和2年(2020年)11月27日(金)午後1時00分

開催場所 八王子市役所本庁舎 第3・4委員会室

議 題

国民健康保険事業の運営の取組について

- 1 標準保険料率の仮算定結果
- 2 国民健康保険事業の状況
 - (1) 収納率向上の取組状況
 - (2) 保険給付の状況
 - (3) 保健事業の状況
 - (4) 新型コロナウイルス感染症関連の取組

国民健康保険データ活用保健事業実施計画について

出席委員(11)

- 会 長(9番) 青 柳 有希子(公益代表)
- 副会長(10番) 西 山 賢(公益代表)
- 委 員(1番) 石 井 健 一(被保険者代表)
- 委 員(2番) 井 上 祐 子(被保険者代表)
- 委 員(3番) 橋 本 直 紀(被保険者代表)
- 委 員(4番) 増 田 博 一(被保険者代表)
- 委 員(7番) 氷 見 元 治(保険医又は保険薬剤師代表)
- 委 員(8番) 山 田 弘 志(保険医又は保険薬剤師代表)
- 委 員(11番) 岸 田 功 典(公益代表)
- 委 員(12番) 中 島 正 寿(公益代表)
- 委 員(14番) 鈴 田 朗(被用者保険等保険者代表)

欠席委員(3)

- 委 員(5番) 中野間 隆(保険医又は保険薬剤師代表)
- 委 員(6番) 太 田 ルシヤ(保険医又は保険薬剤師代表)
- 委 員(13番) 佐々木 知 恵(被用者保険等保険者代表)

市側出席者

医療保険部長	古川	由美子
保険年金課長	横溝	秀明
保険収納課長	内野	茂樹
成人健診課長	叶	清

保険年金課

庶務担当課長補佐兼主査	溝呂木	容子
庶務担当主査	橋本	和幸
資格課税担当課長補佐兼主査	富澤	知恵子
給付担当課長補佐兼主査	岩崎	隆浩

保険収納課

収納推進担当主査	鈴木	悠也
----------	----	----

成人健診課

成人健診担当主査	杉山	光明
特定保健指導担当主査	小竹	亜希子

公開・非公開の別 公開

傍聴者の数 0名

配布資料

《事前配付資料》

資料 国民健康保険事業の運営の取組について

《当日配付資料》

- ・令和2年度（2020年度）第1回八王子市国民健康保険運営協議会の報告事項に関する意見・質問（データ活用計画）
- ・八王子市国民健康保険データ活用保健事業実施計画【改定版】（素案）
- ・八王子市国民健康保険データ活用計画体系図
- ・東京の国保 657

1. 開会

横溝保険年金課長 大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は事務局を担当いたします医療保険部保険年金課長の横溝と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

会を始める前に、令和2年度に委員の変更がございましたのでご報告いたします。

保険医又は保険薬剤師代表の植木委員が中野間委員に、被用者保険等保険者代表の川崎委員が佐々木委員に変更になりました。

なお、本日は新しく委員になられたお二人にご挨拶をいただく予定でしたが、中野間委員と佐々木委員とも所用のため欠席との御連絡をいただいております。

また、本日の欠席でございますが、太田委員からも所用のため欠席との御連絡をいただいておりますので、3名の欠席となります。

橋本委員は、まだお見えになっておりませんが、特段ご連絡をいただけていないので少し遅れているのかと思います。

それでは、運営協議会の開会に先立ちまして、医療保険部長の古川から御挨拶を申し上げます。

古川医療保険部長 医療保険部長の古川です。

本日は、大変お忙しい中、第2回目の国民健康保険運営協議会に御出席いただきましてありがとうございます。

第1回目につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、皆様にも御協力をいただき、書面での開催とさせていただきました。

また、今回の会議につきましても、座席の間隔を空けさせていただいているほか、手指消毒のお願いなど新型コロナウイルス感染症への対策を講じた中での開催となり、委員の皆様にも御協力をいただきましたことに重ねてお礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、今年も10月に国から令和3年度の納付金等の算定に関する仮係数が示され、それに基づき、東京都による納付金・標準保険料率の算定結果が示されたところです。仮係数に基づく納付金等につきましては、後ほど担当課長より御説明させていただきますが、本市の現行の保険税率等と東京都から示されました標準保険料率との間には、昨年に引き続き、乖離がある状況でございます。

令和2年度につきましては、国や都の激変緩和措置に加え、本市におきましても一般会計

からの財政支援措置を行うなど、被保険者の皆様に対して一定の配慮をさせていただいた税率等の改定となったものと考えております。

引き続き、令和3年度以降の本市の国保事業の運営に当たりましても、社会情勢や国・都の動きを踏まえながら、大変難しい舵取りが求められているところでございます。

今後も安定的な国保事業を運営させていくためには、保険税率の改定だけではなく、健康寿命延伸に資する保健事業、収納率の向上の取組のほか、新型コロナウイルス感染症関連の取組にしっかりと取り組んでいく必要があると考えており、現状についてあわせて御報告させていただきたいと思っております。

次回の本運営協議会におきましては、令和3年度以降の国保事業の運営について、主に保険税率について諮問させていただきたいと考えております。委員の皆様には幅広い視点から御審議賜るようお願い申し上げます。

本日はよろしく申し上げます。

横溝保険年金課長 ありがとうございます。

なお、本日の会議でございますが、コロナ禍でございますので、14時30分の終了となりますよう、御協力をお願いしたいと思います。また、資料の説明につきましては、着座で行わせていただきたいと思いますと考えてございます。

以上で私の進行は終わらせていただきます。

会長、よろしくお願いいいたします。

青柳会長 本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

本日は、3名の欠席の報告がありましたが、現在、過半数の委員の御出席をいただいております。また、各選出区分から1名以上の御出席をいただいておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

ここで、会議録署名委員を指名いたします。署名委員は議席番号順に指名してまいります。本日の署名委員は、1番、石井委員をお願いしたいと思います。後日、会議録への署名をお願いいたします。

それでは、配付資料について、事務局から確認願います。

事務局 配付資料の確認をさせていただきたいと思っております。

まず、事前配付資料として、本日お持ちいただいているかと思いますが、「国民健康保険事業の運営の取組について」でございます。

次に、当日配付資料として机上に置かせていただいておりますが、「令和2年度(2020年度)第1回八王子市国民健康保険運営協議会の報告事項に関する意見・質問(データ活用計画)」でございます。次に、「八王子市国民健康保険データ活用保健事業実施計画【改定

版】(素案)」でございます。次に、「八王子市国民健康保険データ活用計画体系図」でございます。最後に「東京の国保 No.657」でございます。

以上になりますが、資料に過不足等がありましたら、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。資料の確認については以上でございます。

2. 議題

国民健康保険事業の運営の取組について

1 標準保険料率の仮算定結果

青柳会長 それでは、議題に入ります。

議題、国民健康保険事業の運営の取組についての1、標準保険料率の仮算定結果でございます。

保険年金課長。

横溝保険年金課長 それでは、国民健康保険事業の運営の取組について、このうちの1 標準保険料率の仮算定結果について御説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。まず、(1) 標準保険料率の仮算定結果についてでございます。平成30年度から施行されました新たな国民健康保険制度、いわゆる都道府県単位の広域化におきまして、東京都は、市の医療給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金を全額支払う役割を担うものとなりました。その財源といたしまして、国や都の法定の公費負担等を充てるほかに、国から示される係数等を用い、納付金を納めるために必要な標準保険料率を示し、市が納める納付金を算定し、徴収するものとされました。

下表の上段、赤字で示したものは、その仮係数に基づいて算出された本市が都に支払う納付金額でございます。そして、国から都を通じて交付される保険者努力支援の交付金等を引いたものが、純粹に集めるべき保険税総額であり、中段の金額になります。下段の標準的な収納率につきましては、都が示すもので、直近の本市決算における収納率が採用されております。

続きまして、4ページの(2) 仮係数による標準保険料率でございます。ここでは都が示す令和3年度の仮係数による標準保険料を上段で表示しており、例えばこれをそのまま保険税の算定に適用いたしますと、決算補填目的とする法定外繰入れは解消されます。しかし、中段をご覧ください。本市の令和2年度の保険税率を表示しておりますが、これを上段と比較いたしますと、所得割率で1.81%、均等割額で1万3,070円の差があり、これを下段に表示してございます。

5ページをお開きください。(3) 保険税率等のシミュレーションでございます。本市では、国や都の激変緩和措置期間である平成30年度から令和5年度までの6年間で一般会

計からの財政支援措置が終了するよう、保険税率等の設定を行っております。例年、第2回運営協議会では、都から示されました仮係数等に基づいて保険税率等のシミュレーションを御説明してきました。

しかし、今年は新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、令和3年度の国民健康保険税については、現在、検討している最中でございますので、このシミュレーションがそのまま適用されるものではございません。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年度の保険税収入は落ち込むものと見込んでおります。これは住民税も同様で、本市の財政状況は大変厳しい状況にあると認識しております。

こうした状況においても、収入の落ち込んだ方や低所得者に対する軽減措置を維持しつつ、国保制度を持続していくためには、被保険者の皆様に一定程度の保険税負担をお願いしていかなければならない大変厳しい状況にあると御理解していただきたいと思っております。

後ほど御説明いたしますが、国から保険税の減免措置や傷病手当金など、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方々には相応の措置が取られております。しかし、今後いつまでこれらが継続されるかは未定の状況でございます。

また、一保険者として、他の健康保険との公平性も考慮しなくてはならない状況もございます。第3回の運営協議会では、こうした状況や本市の子ども施策や福祉施策も踏まえ、総合的な判断をさせていただいたうえで、令和3年度の国民健康保険税を諮問する予定であります。

従いまして、先ほども述べましたが、今回はあくまでこれまでお示ししてきたシミュレーションに基づく試算であることを御承知おきいただきたいと思っております。

それでは、表ごとに御説明をいたします。

ア.納付金でございます。令和3年度の仮係数に基づく納付金額が169億1,365万3,000円となっております。

イ.保険税収入額の令和3年度は、123億8,204万円となっております。

引き続き、6ページになります。ウ.保険税率等では、令和3年度を御覧いただくと、医療給付費分としまして、所得割0.3%増の6.4%、均等割2,000円増の3万5,000円、後期高齢者支援金分として、所得割0.1%増の2.1%、均等割500円増の1万3,000円。介護納付金分として、所得割0.1%増の1.9%、均等割500円増の1万4,000円となっております。

エ.決算補填目的に係る法定外繰入金は、保険税率を改定してもなお不足する財源について、一般会計からの財政支援措置を講じるものですが、シミュレーションにおいては、令和3年度で17億3,586万6,000円となっております。

下の7ページ、その次の8ページを御覧ください。モデル世帯における年間の保険税負担額を、給与収入、公的年金収入と2つに分けて掲載をいたしました。それぞれ色づけされている部分は、均等割額の軽減の対象になっている所得帯です。また、下段の表は、所得階層別の世帯数になってございます。この表からは、概ね半分くらいの世帯で何らかの均等割の軽減措置を受けている状況が見られると思います。

続きまして、9ページをお開きください。今後のスケジュールでございます。一番左が本日の運営協議会になります。この後、来年1月を予定してございますが、第3回の運営協議会で保険税率等の諮問をさせていただく予定となっております。

その後、1月に都において本係数による納付金等が決定されます。

2月になりますと、令和3年第1回市議会定例会に議案を提出する予定でございます。

3月には、国保財政健全化計画の提出がございます。

4月になりますと、国民健康保険税率等の改定を行い、5月に広報等で周知する予定となっております。

私からの説明は以上でございます。

青柳会長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について御意見、御質問等がございましたら、御発言願います。

なお、御発言の際には、挙手をして、指名の後でお願いいたします。

岸田委員。

岸田委員 御説明ありがとうございました。1点教えていただきたいのですが、先ほどの法定外繰入金の説明がありました。また、今、財政が非常に厳しいという状況は我々も重々承知しておりますが、このシミュレーションでは令和5年度で一応終了する予定ということになっておりますが、今後の見通しはまだ決まっていらっしゃらないとのことですが、令和5年度に終了しないで延長するという可能性もあり得るということでしょうか。

青柳会長 保険年金課長。

横溝保険年金課長 大変難しい御質問でございます。この新型コロナウイルス感染症の影響がこの先どのくらい続くのかという見通しも立っていない状況でございますので、安易に延長する、しないというところを今の時点で、私から明確なお答えをすることができなかなと思っております。

青柳会長 医療保険部長。

古川医療保険部長 今回の説明に少し補足させていただきます。

保険税率の改定を議論していただく際には、後年度の状況も含め、今までシミュレーションとしてお示しをしています。諮問の際もあくまで現時点の想定でのシミュレーションとしてお示しをしています。

また、期間を延長するかどうかですが、やはり国や都の激変緩和措置が6年間という状況が変わらない中においては、そこを一定の目安として考えざるを得ないかなと思いますけれども、保険税率等については、毎年、本協議会に諮問させていただいており、できる限り丁寧に御説明させていただくうえで、シミュレーションも見直しをするところもあります。その毎年の見直しの中で、結果として延長するということもあり得るかと思えます。

青柳会長 ほかに御質問ありますか。

(「なし」の声あり)

2 国民健康保険事業の状況

- (1) 収納率向上の取組状況
- (2) 保険給付の状況
- (3) 保健事業の状況
- (4) 新型コロナウイルス感染症関連の取組

青柳会長 次に、国民健康保険事業の状況でございます。事務局から(1)から(4)まで続けて説明願います。

保険収納課長。

内野保険収納課長 本年4月に細田の後任として保険収納課長に就任しました内野茂樹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、2 国民健康保険事業の状況といたしまして、令和2年度10月末における国民健康保険税の徴収実績及び本年度の取組内容について御説明いたします。

11ページをお開きください。(1) 収納率向上の取組状況、ア. 10月末現在の収納率対前年比でございます。表を御覧ください。表の一番左の列、区分の説明をいたします。

現年課税分の調定額とは、令和2年度に課税した額となります。純収入額とは、収納した金額から納め過ぎたものなどを除いた金額でございます。収納率とは、調定額に占める純収入額の割合となります。続きまして、滞納繰越分とは、令和元年度以前に課税されたもののうち、徴収できずに令和2年度に繰り越したものでございます。

それでは、表の収納率の行を御覧ください。令和2年度10月末現在における現年課税分の収納率は42.15%であり、前年同月と比べ1.29ポイント増、また、滞納繰越分の収納率は20.66%であり、前年同月比5.95ポイント増となっております。その結果、現年課税分と滞納繰越分を合わせた合計の収納率としましては37.85%であり、前年同月比で2.78ポイント増となっております。

この増加している要因といたしましては、加入者の方々にこちらからの納付への促しなどを通して、納税についての御理解をいただき、納税していただいた、その結果として

収納率が向上しているものと分析しているところでございます。

続きまして、本年度の取組内容につきまして御説明いたします。12ページをお開きください。

イ. キャッシュレス決済の導入でございます。これは当初、令和3年4月からの運用開始を予定しておりました、人と接触することなく納付できる環境であるキャッシュレス決済につきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から前倒しして導入するものがございます。

本年12月1日から、電子マネーのLINE Pay、PayPayによる納付を開始いたします。また、来年2月1日から、平成29年度から運用を開始しておりますモバイルレジのアプリを利用した納付方法にクレジットでの支払い機能を追加いたします。

実際の納付イメージといたしましては、当初課税通知に同封いたしますコンビニエンスストア用の納付書に印字されているバーコードをLINE PayやPayPay等のアプリケーションで読み取ることで納付ができるようになるものがございます。

13ページをお開きください。LINE Payによる納付方法について簡易的ではございますが、図を掲載いたしました。

続きまして、14ページをお開きください。ウ. 滞納整理でございます。

(ア) 給与所得者に対する滞納整理の拡大でございます。本年度は納税義務者へ自主納付を促しながら、早期から勤務先への調査を実施し、既に社会保険に加入している方の国民健康保険の資格を遡って喪失させることや、給与の差押えにより滞納整理を進めております。

給与所得者への滞納整理状況の表を御覧ください。令和2年度10月末現在における勤務先への調査は1,450件であり、昨年度1年間に実施した件数の約1.7倍の件数を実施しております。また、給与の差押えにつきましては162件であり、こちらも昨年度1年間に実施した件数の約1.9倍の件数を実施しております。

(イ) 財産の差押えでございます。本年度は早期解消が見込めない納税義務者につきまして、速やかに財産調査を行い、担税力に応じた滞納整理を進めております。

15ページをお開きください。預貯金、生命保険の差押え状況の表でございますが、令和2年度10月末現在における預貯金の差押え111件であり、昨年度1年間に実施した件数の約1.2倍の件数を実施しております。

また、生命保険の差押えにつきましては103件であり、こちらも昨年度1年間に実施した件数の約1.7倍の件数を実施しております。

続きまして、(ウ) 短期被保険者証対象者への対応でございます。例年、短期被保険者証の更新時の対応につきましては、的確な滞納整理を実施するため、来庁による対面での納税相談を行い、交付をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、電話で

の納税相談を促す文書を同封し、618世帯へ郵送で配付いたしたところでございます。

今後も自主納付を促すとともに、被保険者の方の担税力に応じたきめ細やかな滞納整理を進めていきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

横溝保険年金課長 続きまして、16ページをお開きください。保険給付の状況につきましては、私から御説明させていただきます。

こちらのグラフを御覧いただきますと、青い線が令和元年度、オレンジの線が令和2年度でございます。国民健康保険事業といたしましては、被保険者が例年減少しており、青の線よりもオレンジの線が下回るのは本来の傾向のとおりですが、顕著になっているのは、5月に向かって徐々に保険給付費が下がっているところがございます。これは、今般の新型コロナウイルス感染症の影響で緊急事態宣言等が出され、医療機関を受診する方が極端に減ったというものがこのグラフで読み取れるのではないかと思います。

ただ、6月以降は回復の兆しを見せておりまして、8月についてはかなり青い線に近づいてきております。これは逆に1月から5月までに受診を控えていた方が、6月以降に改めて受診されるというケースが増えているのではないかとということが推察されます。

17ページにつきましては、被保険者一人当たりの保険給付費についてまとめてございます。こちらは上段の保険給付費に比べますと、被保険者は減っておりますが、一人当たり保険給付費は増加するという従来傾向があります。しかし、今年度は逆の傾向になっており、本来であればオレンジの線が青い線の上を行くように見えるところでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で、3月ぐらいから減少し始め、5月が底になっているという状況でございます。こちらについても8月を御覧いただくと、少し青い線を上回っているところも見てとれますので、例年の状況に戻りつつあるのではないかと推察されます。

保険給付については以上でございます。

叶成人健診課長 皆さん、こんにちは。この4月に、前任の大山の後任として成人健診課長に着任しております叶清と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私からは、保健事業の状況について御説明申し上げます。

18ページでございます。保健事業の状況になります。この保健事業は、被保険者の健康寿命の延伸と医療費適正化に資するため、被保険者の健康づくりを推進するものでございます。

アの特定健康診査ですが、日本人の死亡原因の約6割を占める糖尿病、高血圧などの生活習慣病の予防のため、その主な要因となるメタボリックシンドロームに着目した健康診査を行うものです。受診期間は例年同様、6月1日から翌年の令和3年1月31日まで、40

歳から74歳までの被保険者約9万名の方に受診券を送付し、健診を受けていただくものです。健診では、身体測定や血液検査、尿検査、そのほかの医学的検査などを行います。

このうち、健診の未受診者の方に、8月末から受診の勧奨を実施しております。内訳としましては、はがきでの勧奨が約3万5,000名、それから、令和2年度からの取組になりますが、携帯電話のショートメッセージサービスを利用して、短い内容のメッセージにより、健診の受診を勧め、クリックしますと、本市のホームページの健診のページに飛ぶという勧奨を行っております。約1万6,500名の方にメールをお送りしまして、8.7%ぐらいの方がクリックをしてホームページを御覧になっていただいております。今後の健診の受診状況などをしっかりと把握していきたいと考えております。

9月末までの受診者は約1万3,800名ということで、これは前年同期が16.7%であったことに対しまして、やはり新型コロナウイルス感染症の影響もあったかと思いますが、減少傾向を示しております。ただ、9月につきましては、前年度の同月比を上回る利用者の方がありましたので、状況が少し落ち着き増加傾向に転じているかと思われます。

表の中では、本市の特定健診の受診率の推移をお示ししております。概ね45%前後で推移をしております、概ね東京都と同率ぐらいと考えております。

続きまして、19ページを御覧ください。特定保健指導でございます。特定健診を受診した方に、研修の結果から、腹囲ですとかBMI、血糖、血圧、脂質といった数値が基準を超えた方に対しまして、利用券を送付し、申込みをいただいて指導をしていくという流れになります。この方々に利用案内を発送しまして、9月末までに返信を受信した該当者の方が594名、10月末時点での指導の利用者が動機付け支援の方が76名おられまして、指導が続いているところでございます。

表の中では、特定保健指導の実施率の推移をお示ししております。27%台で上昇している傾向にございまして、東京都よりも率としては高い数値を示しております。

また、右側には、特定保健指導を受けた方で、翌年、脱出された方、この状態でなくなった方々の率をお示ししております。指導を利用した方と未利用者の方では、概ね各年度10%程度差が出ておりまして、指導の効果が一定程度出ているものと考えております。

続きまして、20ページをお開きください。生活習慣病の重症化の予防についてでございます。(ア)の高血圧、糖尿病の受診勧奨でございます。健診の結果とレセプトを突き合わせまして、対象者を選び出し、受診勧奨を実施しております。受診勧奨の通知を発送後、特に数値が悪い方には、私どもの保健師、管理栄養士等の専門職が電話での勧奨もあわせて実施しているところでございます。特に糖尿病に関しましては、成人健診課と3か所の保健福祉センターが連携をして取り組んでいるところでございます。

(イ)糖尿病性腎症の重症化予防指導でございます。糖尿病の治療中で糖尿病性腎症のり

スクが高い方に対しまして、かかりつけ医と連携して、6か月間の面談指導、電話指導等を行い、指導プログラムを実施しております。今年度は対象者142名のうち、26名がこのプログラムに参加しているところでございます。

説明は以上です。

青柳会長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、御質問等がございましたら、御発言願います。

岸田委員。

岸田委員 御説明ありがとうございました。

2点お伺いしたいことがあります。まず、(3)の保健事業の状況について、アの部分、8月末から未受診者の方に受診勧奨されたということで、はがきの方とショートメッセージの方がいるということですが、これはどのように使い分けたのか、例えば年齢で分けたとか、何か意図がありましたら教えていただけますか。

青柳会長 成人健診課長。

叶成人健診課長 この方々は、健診のデータ等を踏まえまして、電話番号の記載がある方にはショートメッセージを使うという考えで行っています。

青柳会長 岸田委員。

岸田委員 これは事前にショートメッセージを送りますというような、何か告知をされていたのでしょうか。

青柳会長 成人健診課長。

叶成人健診課長 御本人に個々にはお知らせをしておりますが、市のホームページの中で、こういったメッセージを送りますという告知をさせていただきました。

青柳会長 岸田委員。

岸田委員 少し不謹慎な言い方かもしれないのですが、今、メール等による色々な詐欺とかがあります。私の携帯のメールにもそういうものが来ることもあり、「何だこれは？」という思いもあるので、もしかしたらそういった類のものと勘違いして、しっかり読まれていなかった方もいらっしゃるかもしれません。その結果、8.7%しか開いていらっしやなかったということかもしれないので、また次年度から何か告知をすとか、工夫をしていただけると良いかなと思います。

続きまして、ウの生活習慣病の重症化予防についての(イ)です。糖尿病性腎症重症化予防指導ですが、これは非常に重要なところだと思います。透析になってしまうと、御本人も非常に大変ですし、また、お金がすごいかかってしまうところでもありますから、しっかり力を入れていただけたらと考えておりますが、142名のうち26名の方しかプログラムに参加されなかったというのは、御本人が入りたくないとおっしゃって拒否されたのか、それ

とも例えば、かかりつけの先生ともしっかりと治療方針とかを決めていらっしゃるから、そういうのは入らなくて良いですという感じであったのか、その辺、お分かりになる範囲で結構ですから、教えていただけますか。

青柳会長 成人健診課長。

叶成人健診課長 この方々に対するアプローチですけれども、かかりつけ医の方と御相談しながら参加を決めた方もおられれば、御自身の意思で決められた方もおられるということで、できる限り御本人の意思を尊重した形でプログラムに参加していただいております。

青柳会長 岸田委員。

岸田委員 先ほど申しましたように、この142人の方、しっかりと予防していただくことがとても大事だと思います。私も皮膚科の医師ですけれども、透析の患者さんを多く見ています。やはり透析になってすごく苦しんでいらっしゃる方も大勢いらっしゃるので、食い止められるのはここだと思いますので、しっかりと職員の皆さんに取り組んでいただきたいというのと、あと、糖尿病性腎症になられる方は少し自己中心的な傾向の方も多いかと思います。暴飲暴食された方とか、結構言うことを聞かなくて、医療関係者も悩んでいるというケースも多いと思うので、職員の皆さんも大変だと思います。そういう方ばかりでないことはもちろん分かっていますが、ここの指導をしっかりしていただくことが今後、大事な取組の1つだと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

青柳会長 (4)の説明がまだでしたね。どうでしょうか。事務局の方で何かありますか。

横溝保険年金課長 今までのところの質疑を先にしていただければと思います。

青柳会長 それでは、(3)までのところで御質問がある方はいらっしゃいますか。

井上委員。

井上委員 収納率のことについてお話をさせていただきたいと思います。

滞納整理、本当にすごく頑張っていただいて、顕著な数字が出ているので、本当にありがたいと思います。あまり気持ちの良い仕事ではないところを頑張っていただけたのではないかと思います。

前のほうになりますけれども、7ページの所得階層のゼロというところ、3万3,014ですか。30%以上の方がゼロですけれども、以前の会議のときに、この中には収入があるのに申告をしていないという方がいらっしゃるというお話を伺いましたので、そういう方を見つけるのはとても難しいというお話もあわせて伺いましたけれども、収入があるのに申告をしない、そして、税金を納めないというのは、真面目に納めている人間からすると

でも納得がいけないことです。ぜひこういうところの収入があって未申告の方をどうにか探す方法を考えていただいて、対応していただけたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

青柳会長 保険年金課長。

横溝保険年金課長 委員のおっしゃるとおりでございまして、これを御覧いただきますと、3割という方が所得ゼロ階層にありますけれども、未申告の方がかなり含まれているのでこの数字になっているというのは明らかなものでございます。市といたしましても、未申告者に対しては申告を促すような通知は差し上げているところではございますが、そもそも申告をする気のない方もいらっしゃいますので、通知をしても見ないということもあり、これは住民税課の問題でもありますので、そちらとも協力し合いながら、何とか申告をいただけるような方策を考えていきたいところでございます。

青柳会長 山田委員。

山田委員 私からは2点質問させていただきたいのですが、まず、キャッシュレス決済の導入の件なのですが、この中で、LINE PayとかPay Payに払う手数料というのは何%程度なのでしょうか。

青柳会長 保険収納課長。

内野保険収納課長 LINE Pay、Pay Payにつきましては、今までコンビニ収納において1件62円に消費税を含めると70円弱の費用がかかっておりますが、このコンビニ納付とLINE Pay、Pay Payでの納付とでは、市として払う手数料の金額は同額となっています。

青柳会長 山田委員。

山田委員 ありがとうございます。

あともう1点、保険給付の状況ですけれども、こちらが直近の8月までのデータを見させていただいているのですが、私、薬局で仕事をしておりますので、現状を見てみますと、大体10%から15%ぐらいの給付費が減っている状況になっているかと思えます。近くの病院さんの先生とかとお話をする機会が結構ございまして、やはり病院のほうも10%、20%減っているという先生もいらっしゃいますし、そういうことを考えますと、戻りつつあるという状況のお話がありましたけれども、市としては年間でどの程度の金額を見込んでいるというか、試算はされているのでしょうか。

青柳会長 保険年金課長。

横溝保険年金課長 決算見込み額の把握についてですが、今後の感染症等の状況も不透明な中で、随時見直しをしていく必要があるものの、今の時点では、前年度より減少すると推計しております。

青柳会長 山田委員。

山田委員 ありがとうございます。私どものほうが実際に患者さんと対応をさせていただく中で、通常の例えば内科にかかる時の風邪とか、軽い症状に関してはほとんど受診しないという状況が、今後、新型コロナウイルス感染症が収束した後も広がっていくのではないかなと思いますので、市のほうでも余裕ができるということ言うと語弊がありますけれども、そうした状況も加味していただいて、来年度以降を考えていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

青柳会長 保険年金課長。

横溝保険年金課長 貴重なご意見をどうもありがとうございます。山田委員のような現場の声と言いますか、我々には届きづらいところがございますので、こういった運営協議会の中で御発言をいただくと、我々としてもそういったものを参考にして、今後の予算ですとか決算に向けて検討できる部分も出てくると思います。

青柳会長 西山副会長。

西山副会長 御説明ありがとうございます。何点が質問させていただきたいと思いますが、冒頭、部長から、持続可能な国民健康保険制度を運営していくには、保険税率の見直し、また改定、そして収納率の向上、そして健康寿命の延伸というのが三本柱ですというお話があったと思いますが、その中で、行政として力を入れるべきところは、井上委員も先ほどお話がありましたけれども、収納率というのはレベルをどんどん上げて欲しいというのが一般的な市民の思いだと思います。

そのうえで、この項目の中で何点が確認ですけれども、先ほど山田委員からもキャッシュレス決済の話がございました。新しい制度を導入するということは、それなりに成果目標を掲げていると思うのですけれども、今回のこの電子マネー等の新しい取組によって、どのぐらいの収納率を上げていこうと目指しているのか、まずはそこからお聞かせいただきたいと思います。

青柳会長 保険収納課長。

内野保険収納課長 具体的に目指している数字というのはないのですが、これについては、納税者の方の利便性の向上、これに基づいて収納率が向上するであろうとは推測しています。ただ、収納率の目標としては、今、年々、収納率を上げているところでございます。今年、来年と、さらに100%を目指して進めていきたいと思いますが、委員のおっしゃるような数字は具体的には考えておりません。

収納率につきまして、少し補足させていただきますと、令和2年度の当初予算での収納率を設定したところですが、令和元年度の収納率が非常に良く、現年度ですと1%前後上がりました。それを踏まえますと、当初予算よりもかなり上向きになるだろうと見込んでござい

ますので、今、目標としては、現年で言えば1%ずつぐらい伸びるよう取り組んでおり、その一助として、このような利便性の向上に努めているところでございます。

青柳会長 西山副会長。

西山副会長 12月1日の広報はちおうじにも、スマートフォン決算アプリで納付できますということで載っておりますけれども、もう少しインパクトがあっても良いのかなと思いました。収納率の向上に向けてこれからも工夫をぜひ進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それともう一点、滞納繰越分が今期、前年増減で5.95%、収納率が上がりましたという報告を受けました。非常に高い数字を上げていただいておりますが、ありがたいと思っておりますけれども、例えば件数でいうとどのぐらい上がったのか、どのぐらい回収できたのかということがもし分かれば、お聞かせいただきたいのですが。

青柳会長 保険収納課長。

内野保険収納課長 件数についてですが、国民健康保険税は、年間を9期に分けていますが、1件を1期分とみなしますと、先ほどもお話がありました滞納繰越分につきましては、純収入額で見ますと、大体件数で8,000件ぐらい。現年も上がっていますが、全体として20,000件ぐらい件数としては増になっているところでございます。

青柳会長 西山副会長。

西山副会長 その20,000件増えた理由と伺いますか。例えば、少額案件に力を入れたとか、何かしら理由があると思うのですけれども、なぜ20,000件も増えたのか、分析されていたらお聞かせいただきたいと思えます。

青柳会長 保険収納課長。

内野保険収納課長 この増の要因としましては、少し説明でもお話しさせていただいたのですが、法定で決まっている督促状というものがございます。その後、行政のサービスの一環として催告書というのを出しております。この催告書を出すタイミングですとか、封筒の色を変更するなどにより、滞納している方にできるだけ目立つというか、インパクトを与えられるようなやり方を年々工夫しており、そうした様々な取組の結果がこの収納率の向上に現れていると考えております。

青柳会長 西山副会長。

西山副会長 非常に色々な工夫をされているのがよく分かりますし、引き続き行っていただきたいと思います。1件、私も相談を受けたことがあった案件ですけれども、少額滞納者がいまして、その方は滞納しているつもりが全くなかったわけですね。ただ、ルール上というか、行政の通知上、納付が遅れると、督促状や催告書を出すという扱いになるのですけれども、著しく少額な案件等の場合は、催告書の送付までに時間が経過をしてしまうケー

スがあるというもので、要は大きな金額であれば、当然、必要ですから、どんどん取りにいかねばなりませんけれども、少額であるため、その期間がタイムラグとして出てしまい、その方はすっかり忘れていたと。数年たって、急遽、遅れていますよという案内が来て、すぐ納付しに行ったものの驚いたという話を聞きました。

ぜひ少額の滞納者に対しましても、年1回、または定期的にお知らせと言いますか、そういう形で案内を送っていただいて、故意ではない、本当に勘違いされている滞納者に対してもきちんとフォローできるように対応していただきたいと思いますので、これは要望とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

以上です。

青柳会長 私から質問させてください。滞納整理のことでお聞きしますけれども、短期証を3月の時点でたまっていた分を全部郵送し、次の分も全部郵送ということで、これまでの滞納者の方に対する相談の仕方と変わったわけですが、これまでは短期証を留め置いて、相談の機会ということで来るのを待っていたというところがあったかと思います。コロナ禍で一定期間、市役所にも、出入りというか、来るのを控えてくださいということで、色々な部署が取り組んでおり、国保もつい最近までそのようにしたと聞いております。それが終わって、一定程度、来庁されて相談に来ることが可能になったかと思います。

来庁して相談が可能となった期間に、短期証をお渡しして、一定期間あったと思うのですが、私が相談に乗った事例でもその期間の滞納者への働きかけがあまりなかったと聞いております。来庁ができるようになって、突然差押えということで、その間の御連絡がないままいきなり差押えを受けて困惑したという事例であるとか、いきなり会社に連絡が行って、会社の人に滞納していることを知られてしまったというようなこともあり、コロナ禍での対応についてをどのように認識し、また、どのような課題があるのかをご説明ください。

保険収納課長。

内野保険収納課長 今お話にあったようにコロナ禍でありますので、対面での納税相談はなかなか厳しい状況であると思います。その中で電話ですとか、滞納されている方には、できるだけ滞納していることが分かるような形で通知等を差し上げております。

そうしたことも踏まえ、確かに会長のお話にあったような事例も多少あるかと思うのですが、今後とも工夫しながら、分かりやすいような形でお示しできるようにしていきたいと思っております。

青柳会長 連絡しているということですが、滞納をされている方の事情というのが、電話なり相談になって初めて分かる部分もあるかと思うのですが、今の差押えということが給与にまで行われており、生命保険や預貯金についても対象となっていますけれども、一応確認ですが、国税徴収法に則って差押え禁止財産とか生活資金というのは差し押さ

えてはならないとなっております。コロナ禍でどんな状況に陥ったのかというのは分からないまま一気に差し押さえられますと、大変困ってしまう市民の方も少なからずいらっしゃるのかなと思うのですけれども、しっかりと法令を遵守した対応がされているという認識でよろしいでしょうか。

保険収納課長。

内野保険収納課長 今、差押えの話がございましたが、基本、国税徴収法とか、あるいは地方税法の中で差押えの規定等もございます。その中で、法令に則って、当然こちらとしては、資産があれば、ここの部分について差押えをせざるを得ないという状況もありますので、会長のおっしゃったように、より丁寧にということで今後とも努めていこうと思っておりますので、その辺の御理解はいただきたいと思えます。

以上です。

青柳会長 分かりました。丁寧に、差押えという機会に相談を受けているという状態かと思えますけれども、その際にも、休業期間があったわけですから、長期間、無連絡だったという扱いではなくて、コロナ禍であるということも踏まえて、来庁時や電話が来た際にも、必要な方には次の制度につなげていただくということをお願いしたいと思えます。

私からは以上です。他にご意見がある方はいらっしゃいますか。

井上委員。

井上委員 キャッシュレスのことについてですけれども、口座振替もそうですけれども、あまり周知されている感じを受けません。先ほど13番、14番の窓口の前で待たせていただいたのですが、そこにも、新しく加入する方とかの相談の方がお見えになると思うのですが、そういう方に対しても、こういうことがありますというよという説明などをされているのでしょうか。先ほどホームページというお話がありましたけれども、実際、特に私ぐらいの年齢になるとあまり見ないです。去年の台風の時にハザードマップを見たりとか、そういうのは見ますけれども、あまり日常、ホームページを見たりとかしないです。それで、先ほどの広報なども少しインパクトがないと思えます。良いことを始めるのであれば、例えばポスターとかでも色を変えとか、目につくような方法というのをもう少し考えられたらいかかなと思えます。

以上です。

青柳会長 保険収納課長。

内野保険収納課長 周知の仕方ですけれども、例えば町会、自治会のほうにも働きかけをしております、回覧板とかが町会から回られてきますよね。12月1日からなので、町会、自治会にもお願いしてありまして、あとはホームページ、それから広報による周知をしていきます。それ以外にも色々な媒体がありますので、利用できるところは極力利用した形でや

っていきたいと思います。

青柳会長 (4)の御説明をお願いします。

横溝保険年金課長 では、21ページ、(4)新型コロナウイルス感染症関連の取組について、御説明いたします。

まずはアの国民健康保険税の減免でございます。こちらは10月末時点でございますが、減免の申請件数は1,087件となっております。国民健康保険税の決定が月ごとに行われているので、現在のところ決定件数としては718件、減免総額といたしましては、1億5,758万9,500円となっております。こちらの金額につきましては、国から東京都を通じて全額財政支援される予定となっております。

次に、イの国民健康保険税の徴収猶予でございますけれども、こちらは来年の2月1日までの納期限がある保険税という形で、申請件数としては167件、決定件数として141件、猶予総額として2,892万1,402円となっております。最大1年間、徴収が猶予されるものでございまして、こちらについては延滞金がかかりません。

22ページを御覧ください。ウの傷病手当金でございます。新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができなかった期間の給与の部分が補填されるものでございます。申請件数7件、決定件数も7件でございます。金額で24万5,694円。こちらの支給額についても、国から東京都を通じて全額が財政支援される予定です。

最後に、エの特定健康診査及び特定保健指導でございます。健康寿命の延伸に資する当該事業の実施につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、国からの通知に基づきまして、医療機関へ基本的対処方針を踏まえた感染症対策を依頼しているところでございます。

また、特定保健指導の様子を23ページに写真入りで載せさせていただいております。健康状態を確認してから指導を開始しております。指導に際しては、マスクの着用、対象者の方と職員の間にはアクリル板による飛沫感染防止をしております。また、個別ブースの天井部分や扉を少し開けて換気をするほか、指導ごとに主にテーブルなどを消毒しているところでございます。

説明は以上でございます。

青柳会長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について御質問等がございましたら、御発言願います。

中島委員。

中島委員 少し確認させてください。イの国民健康保険税の徴収猶予のところ、申請件数167件、決定件数141件ということでございますが、決定できなかった26件というのはどのような状況、様子だったのか、教えてください。

青柳会長 保険収納課長。

内野保険収納課長 これは10月末時点の数字ですが、徴収猶予を行う中で必要な書類等があり、その書類等に不足がある場合、申請者から書類が出るのを待っていたという状況が起こります。そのため、決定が出来なかったというのが主な理由でございます。

青柳会長 中島委員。

中島委員 そういうことであれば理解できます。そうした書類の不備等は当然考えられることで、必要な書類は用意しなければなりません。しかし、その点につきましては色々な状況もあると思います。用意ができなかった状況をもう少し広く見ていただいて、なるべく猶予ができるような形で対応していただければということをお願いいたします。

それから、エの特定健康診査及び特定保健指導、これはイメージとして非常に分かりやすく示していただいてありがとうございます。

このポイント1から4まで見ると、これはいわゆる一般的な新型コロナウイルス感染症対策とも言えるわけですが、そのうえで、保健指導では、どのような課題があったか、また努力されたのか、その点につきまして教えてください。

青柳会長 成人健診課長。

叶成人健診課長 特定健康診査と特定保健指導、注意した点ですけれども、主に特定健康診査では、各医療機関に実施をお願いしているところがございますけれども、例えば待合室において、空間を空けていただく、窓を開けていただくというような3密に配慮した実施をお願いしております。また、特定保健指導につきましても、実施場所をできる限り密にならないよう配慮しています。写真は密閉された空間のように見えますが、天井がありませんので、密閉されておられません。

ただ、そういった中でもやはり心配される方々がおられますので、その方々にしっかりと寄り添った説明をしていただくということと、特定保健指導に当たっては、特に今、電話での相談を御希望される方もおりますので、その中でしっかりと相手に寄り添った対応ができるようにということで、苦慮しながら対応しているところでございます。

青柳会長 中島委員。

中島委員 確認になりますが、電話による相談は、従来からされていたでしょうか。

青柳会長 成人健診課長。

叶成人健診課長 初回面談は、対面となりますが、その後の継続支援については、従来から電話でも行っています。

青柳会長 中島委員。

中島委員 今回、電話による相談もコロナ禍で増えたのかなと思いますし、適切な指導等ができたのか、この点につきましても教えてください。

青柳会長 成人健診課長。

叶成人健診課長 今回、特に年度替わりの4月以降に緊急事態宣言がありまして、その間は特定保健指導なども中止をせざるを得なかったという中では、その期間を有効に利用して電話での様子伺いや相談で対応することもありましたので、そこは非常に苦慮したところではあります。

利用者の方々も、電話という方法もありながら、実際に市役所にお越しいただく、または会場にお越しいただいて、保健師、管理栄養士と直接お話ししながら、対面でお話すること、それがモチベーションになっているという方も多くおられましたので、できるだけそのモチベーションを維持できるような形で運営することには苦慮いたしましたが、何とか対応できているかなと考えております。

中島委員 ありがとうございます。以上です。

青柳会長 岸田委員。

岸田委員 アの減免とイの徴収猶予について1点お伺いさせていただきたいと思いますが、2月から申請開始されたということですが、傾向的なものを教えていただきたいのですが、徐々に増えてきたのか、それとも、2、3、4あたりに申請件数が集中したのかとか、傾向が分かりましたら教えてください。

青柳会長 保険年金課長。

横溝保険年金課長 こちらは実際に2月1日からの適用になっていますが、申請受付は7月からであったと記憶してございます。やはり申請受付当初はかなりの方が申請に見えられたという傾向がございますが、徐々に減ってきております。ただ、減ったとはいっても、11月中でもかなりの方がまだ、月100件弱ぐらいは申請や相談に来ているかなと思いますので、まだまだこの状況はしばらく続くと思っておりますし、11月の広報でも再度、こちらの周知もさせていただいておりますので、今後、それを見た方からの問合せ等があるものと考えております。

青柳会長 山田委員。

山田委員 ウの傷病手当金のところですが、この7件という件数がすごく少ない気がするのですが、理由はあるのでしょうか。どういう状況でこの7件になっているのか教えていただければと思うのですが、分析などを何かされておりますか。

青柳会長 保険年金課長。

横溝保険年金課長 傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染を理由に労務に服せない場合ということで、その分の給与が支払われない、その結果として、健康保険のほうに傷病手当金が求められるものだと考えてございます。会社によっては、休みを強制的にさせたといっても、給与が支払われている場合があるという事例も多いですし、

仮に休んだとしても、日数的に1か月休むのではなくて、半月休む事例もあります。また、申請される方のほとんどがアルバイトといった方も多く、もともと頂いている給与自体もそれほど高額ではない方も多くいらっしゃいますので、金額的には少額なのかなと思っております。

山田委員 ありがとうございます。

青柳会長 私からも、国民健康保険税の減免を受けた方の傾向というのはどういう傾向だったのかということをお聞きしたいのですけれども、フリーランスと個人事業の方が受けられないのですが、3割以上の給与などの収入が前年と比べて落ちた方ということですが、申請者の状況というのはどういう傾向があったのですか。

保険年金課長。

横溝保険年金課長 今回、減免を受けられている方の傾向といたしましては、個人タクシーの運転手の方ですとか、個人的に開業していらっしゃる自営業の方、飲食業の方が多いです。

今、会長がおっしゃられたフリーランスの件は、多分、傷病手当金の方かなと思いますので、こちらの減免については、収入の3割減ということであれば、ある程度認めるといふ形にはなっております。

それと、ここには付記してございませんけれども、718件決定しているうちの大体1割ぐらいは不承認というのがございます。なぜ受けられなかったかと言いますと、元々の所得がゼロだった方もいらっしゃいますし、所得が3割減していない方もいらっしゃいます。窓口で受けられる場合には、所得内容についてある程度、職員の指導ができますが、インターネット等や郵送でも受け付けている中で、所得が3割落ち込んでいないのに申請をされる方も多々いらっしゃって、約1割は不承認という形になることも見受けられるところでございます。

青柳会長 フリーランスと言ってしまいましたが、雑所得で確定申告した方のことです。フリーランスの方が多いと聞いていますけれども、税務署の指導で、前年度、雑所得のほうで手続を簡略にできるので手続をしたものの、持続化給付金は対象になったのですが、こちらがまだ対象になっていなくて、雑所得で申告しているフリーランスとか個人事業主の方で、働いて収入を得ている方の中には、この減免が受けられない、大幅に所得が減っても申請できないというのがあります。フリーランスや個人事業主の方は、傷病手当金も受けられないという状況があって、何らか対策しないと、国保の加入者の中で一番大打撃がある方々かなと思っておりますので、意見として申し述べておきます。

国民健康保険データ活用保健事業実施計画について

青柳会長 それでは、次に、議題、国民健康保険データ活用保健事業実施計画について入ります。事務局から説明願います。

成人健診課長。

叶成人健診課長 それでは、私から、国民健康保険データ活用保健事業の実施計画について御説明申し上げます。

まず初めに、本件に関します資料の配付が当日になってしまいましたこと、大変申し訳ございませんでした。改めておわび申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。

25ページ、国民健康保険データ活用保健事業の実施計画【改定版】(素案)の策定でございます。本日、お手元には、皆様から前回いただきました意見、質問への回答、それから素案、そして体系図を添付させていただいております。

26ページをおめくりください。皆様からの第1回の運営協議会におきまして御提出いただきました御意見、御質問についての回答でございます。多くの御質問、御意見をいただきまして、ありがとうございました。

運営全体に関わること、各基本対策に関わること、様々いただいております。資料にはございませんが、運営全般について、目標の達成に向けて、効果の見込める事業に変化させるべきといったような御意見のほか、それぞれの基本対策につきまして取組の強化をとの御意見をいただいております。この後の計画の取組や今後の事業執行にできる限り活かしていきたいと考えております。

素案についてでございます。お手元の27ページ以降の資料と体系図を用いて御説明させていただきます。

27ページを御覧ください。これまでの振り返りになります。第1回の会議の時には、書面開催ということで、資料につけさせていただいたものでございます。

本計画の位置づけをお示ししてございます。期間としましては、平成30年から令和5年度までの6年間の事業計画であり、3年間を経過する令和2年度に中間評価をするというものでございます。

28ページを御覧ください。健康寿命の延伸、医療費の適正化という目的の下、3つの基本対策と、それに紐づけられた各施策を実施するという計画になっております。

29ページを御覧ください。検討の経過になります。

ア.成果として、主な管理指標の中間評価をお示ししております。目標値を達成している事業もあれば、未達成の事業もある状況でございます。

30ページ、31ページを御覧ください。これは今回の見直しにあたりまして、医療に係

る国民健康保険のデータやレセプトの分析、介護情報の分析によって得られました現状について、基本対策ごとにその分析の状況をお示ししているものでございます。それぞれ分析データに基づいた現状についてお示ししてございます。

32ページを御覧ください。それと体系図をあわせて御覧いただきたいと思います。ここでは、32ページにおきまして、計画後期の主な取組をお示ししてございます。それぞれの基本対策におきまして、現状分析を踏まえた課題への対応として取組内容をお示ししているものでございます。

体系図を御覧ください。特に体系図では、特定健診を基本としまして、その後の特定保健指導、そして、重症化を予防する事業により健康寿命の延伸を図るとともに、医療費適正化に向けた取組について、現状の数値を踏まえてお示ししております。健診及び保健指導の実施を通しまして、現在の病気に対する治療を改善していただくことによって、医療費全体を削減していく、そして、様々な医療費適正化の取組を踏まえて行っていくというものでございます。

今回の改定では、全計画期間6年の中間見直しということもありまして、現行計画を大きく変えるものではございません。そのため、27、28ページにお示ししました保健事業の概念図そのものには大きな変更はございません。

最後に33ページを御覧ください。今後のスケジュールでございます。12月8日にはこの計画素案を厚生委員会にて御報告させていただきます。その後、内容を精査しまして、令和3年3月には計画の改定版を策定、4月より施行と考えております。

駆け足になりましたが、説明は以上です。

青柳会長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について御質問等がございましたら、御発言をお願いします。

鈴田委員。

鈴田委員 29ページの主な管理指標の中間評価で数字を載せていただいているのですが、例えばこの中で特定健診の受診率であるとか、特保の実施率、あとはジェネリックの使用率あたりの、他の市区町村と比べた八王子市の状況なんかがもし分かれば、教えてください。ジェネリックの75.2%というのは結構高いのかなと思ったので。

青柳会長 保険年金課長。

横溝保険年金課長 委員がおっしゃるとおり、ジェネリックに関しまして、八王子市はかなり上位でございます。目標として8割ぐらいとなっておりますけれども、26市の中では上から5本の指に入るぐらいのジェネリックの普及率となっております。

青柳会長 成人健診課長。

叶成人健診課長 特定健診の受診率等につきましては、この素案の中、例えば50ページ

等でお示しをしておりますが、第1回の協議会の時の資料も含めましてお答えを申し上げます。

特定健康診査につきましては、手元にある資料は平成30年度のものですが、26市平均が50.2%に対しまして、本市は45.2%になります。全国平均では37.2%ですので、全国平均は上回っているという状況でございます。

特定保健指導につきましては、同じくこれは平成30年との比較になりますが、26市平均が16.2%であるのに対し、本市は27.3%という数字を示しております、全国平均の25.6%をやや上回っていると。東京都が少し低いかなという印象を持っております。以上です。

鈴田委員 ありがとうございます。

青柳会長 よろしいですか。

他にご質問等がなければ、以上で本日の議題は終了いたします。

皆様の御協力のおかげで、議事がスムーズに進行しました。ありがとうございます。

それでは、事務局にお返しします。

横溝保険年金課長 会長、ありがとうございました。

3.その他

(1)今後のスケジュール(来年度の国保税諮問・答申)

横溝保険年金課長 次に、3 その他 今後のスケジュールを事務局から説明をお願いします。

事務局 今後のスケジュールですが、第3回の運営協議会を来年の1月上旬に開催したいと考えております。次回は出来る限り委員の皆様全員の参加をお願いしたいので、夜間の開催も検討をさせていただくこともあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上になります。

4.閉会

横溝保険年金課長 それでは、これをもちまして、本日の運営協議会を終了いたします。本日は、お忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございました。

[午後2時20分散会]